

ハラスメントとは…

学生および教職員等の間で、人格および個人的属性に関わる事項等に関して傷つけるような発言や行動を行い、その人に不利益や損害を与え、人権を侵害することです。

個人的属性には、性別・性自認・性指向、年齢、能力、身体的な状況、出身地、家族関係、信条、国籍、民族、人種、職業等の社会的地位などが含まれます。

大学内・外において構成員に起こりうるあらゆるタイプのハラスメント問題をキャンパス・ハラスメントと呼び、主に次のようなタイプがあります。

ハラスメントにあたる事例を・で示します。

1. パワー・ハラスメントとアカデミック・ハラスメント

キャンパスにおいて優位な地位や立場にある人が権限や地位を利用して、従属的立場にある人に対して個人の尊厳や人格を侵害するような行動をしたり、指導や業務の範囲を超えて精神的・身体的苦痛を与えたり、あるいは修学・就労環境を悪化させることです。

このようなハラスメント行為が起こる場面によって、パワーとアカデミックに区別されます。たとえば、場面がクラブサークル内や就労の場ではパワー・ハラスメント、修学・教育・研究の場ではアカデミック・ハラスメントと呼ばれます。

- 授業中の私語
- ゼミの先生から「家の引越しの手伝いに来たら単位をやれるかもしれない」と言われた。
- 上司から「オマエのようなやつはここで働く資格がない。代りはいくらでもいる」と繰り返し言われた。

2. アルコール・ハラスメント

20歳未満の学生や飲みたくないと言っている人に飲酒を強要するなどの対人関係にかかわる問題行為と、酔って迷惑行為をするなどの社会的な問題行為を、アルコール・ハラスメントと言います。

3. セクシュアル・ハラスメントとジェンダー・ハラスメント

セクシュアル・ハラスメントとは、意図しているかどうかに関わらず、性的言動によって相手の人格を傷つけ不快にさせることです。両者の関係にパワーの差がある場合が多く、傷つけられても関係の悪化、評価などへの影響を恐れて相手に「No」が言えないため、修学・研究・就労に支障をきたすほど心身に影響を受けたり、環境が悪化する場合があります。

- 男性の上司は、いつも部下の女性に「ゲンキー！」と声をかけながら肩に手をのせる。
- 学会のために地方に行ったとき、教員から「打ち合わせはホテルの部屋でしましょう」と私だけ誘われた。
- わいせつな写真や画像を提示して教育・職場環境を悪化させている。

ジェンダー・ハラスメントとは、固定的な性差別言動によって相手に不快感を与えることです。

身体的な接触や性暴力、視線や性的ジョーク等は、個々人の感じ方や微妙なニュアンスの違いもあるので注意しましょう。

- 「女なんだから…すべき」「男のくせにこんなこともできないの」などと言われる。

4. エイジ・ハラスメント

年齢的なことを理由に相手の人格を侵害したり不快を与えたりする言動です。

- 同じゼミの学部生からいつも「おばさん」と呼ばれ、不愉快である。

5. いじめ

相手の弱みを理由に、人格を否定したり、排他的・差別的に扱うことです。

周囲の人たちがいじめがあることを知っていても何もしないことは、いじめ行為を容認することになり、いじめられている人の人権を侵害する行為です。

- 部屋に入ったとたん、にぎやかだった話し声がピタッと止んだ。
- 私だけ会議日程を知らせてもらえず、会議に遅刻する度に上司に叱責されるが、同僚たちはみな知らぬふり。

6. デートDV

親密な関係の二人の間に支配・服従の関係ができ、支配する側がもう一方に対して身体的・精神的・性的・経済的・社会的暴力を与えることです。

- 彼氏から「俺の言うことが聞けないのか」と言われ、また授業を休んでしまった。
- 彼女が携帯を取り上げ、「ほかの女子のメールアドレスは必要ない」と言って勝手に削除した。

7. その他

- セクシュアル・マイノリティ（性自認や性指向などが少数派の人たち）への差別的な言動
- インターネットなどでの誹謗・中傷
- 教室やトイレなど公共の場での特定の人のうわさ話

キャンパス・ハラスメントと思われる行為にあたり目撃した場合には、ぜひ相談員または相談窓口にご相談ください。

人権・ハラスメント相談窓口

人権・ハラスメント対策センター事務局

池袋キャンパス 6号館1階 電話 03-3985-3192

新座キャンパス 6号館3階 電話 048-471-7396

開室時間は9:00～17:00(月～金) メール: jinken@rikkyo.ac.jp